

## 第75回水道事業審議会 質疑等

日 時 令和5年5月9日（火）  
14時～15時30分  
場 所 岡山市水道局 本局3階  
災害対策室

### ■財政健全化に向けた議論について（第7回）

- ・ 水道料金の値上げを検討している一方で、加入負担金さが下がることに違和感がある。従前の使用者が負担した施設等を使用するのだから、公平性を考えると感覚的には、必ずしも下げる必要はないのではないか、現状維持で良いのではないかと思える。  
⇒ 従来加入負担金の算定根拠が現状と乖離しており、資料のとおり算定方法の見直しを提案した。ご意見を踏まえ再検討します。
- ・ 算定要領で標準とする資産維持率3%の場合は料金改定率37.1%ということだが、他にも資産維持率2%等のケースについて試算、提示されている。これらは資産維持率3%で確定という訳ではなく、調整の余地があるということが良いか？  
⇒ 一つの案として、現在設定している財政規律（企業債残高対給水収益比率 200%）を順守し、内部留保資金 25億円以上を確保するには最低でも資産維持率2%が必要となり、その場合は改定率25.3%になるという数字をお示しさせていただいた。今後、委員の皆さまには、これらの数字の妥当性について、例えば、『改定率が高くとも、資産維持率3%を確保すべきではないか』とか、『改定率25.3%でも高すぎるので、企業債比率を見直すべきではないか』とか等率直な意見をいただきたい。
- ・ 資産維持率3%で財政規律を順守した場合は改定率37.1%が必要で、内部留保資金が170億円まで増えるとの説明だった。物理的に工事量を増やせないなどの事情があるかもしれないが、内部留保を増やさずに、その分を設備投資に回すという選択肢はないか？その方が耐震化等も早期に進められるのではないか。  
⇒ 170億円を投資に回すと、事業量的にも非常に多く、水道局職員の体制等を踏まえて、慎重に検討する必要がある。

- 資産維持率2%、改定率25.3%ならば、政令指定都市比較でどの程度の料金水準になるのか？  
⇒ 東京都および政令指定都市の19都市の中で、現在は高い方から10番目であるものが、4番目になる見込みである。